

## 変更届出書の提出が必要なサービス別項目一覧

※変更届を提出すべき事項の詳細については、次ページ以降をご覧ください。

	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	(介護予防) 認知症対応 型通所介護	(介護予防) 小規模多機能 型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	複合型サービス (看護小規模多機 能型居宅介護)
事業所（施設）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所（施設）の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者（開設者）の氏名、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等（当該事業に関するもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関・協力歯科医療機関					○	○	○	○	○
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制					○	○	○	○	○
地域密着型介護サービス費の請求に関する事項（介護報酬関係）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名等					○	○注2	○	○	○
本体施設、本体施設との移動経路等								○	
併設施設の状況等								○	
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	○								
事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別									○

注1 ○が変更届が必要な項目を示している。

注2 介護支援専門員でない計画作成担当者を含む。

○ 変更届が必要な場合

介護保険法では、指定した事業所、施設の名称及び所在地が変更になった場合など、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合は、その旨を下関市に10日以内に届け出る必要があります。どのような場合に変更届出が必要になるかについては、サービスの種類によって異なりますので注意してください。

注1 変更届が必要な事由の概要は、「変更届出書の提出が必要なサービス別項目一覧」（1ページ目）を参照してください。

○ 変更届に必要な添付書類

【法人（申請者）に関する変更】

	登記事項証明書	誓約書	研修証明
1 法人の名称変更	○		
※別法人となる場合は、旧事業所の廃止と新事業所の新規申請となります。			
2 法人の住所等の変更	○		
3 法人代表者の変更	○	○	○※1

※ 登記事項証明書は、その内容に変更がある場合にのみ添付

※1 「認知症対応型サービス事業開設者研修」、「実践者研修」、「実践リーダー研修」、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」、「基礎課程」、「専門課程」、「認知症介護指導者研修、認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」のうち、いずれかの修了証書の写しを提出してください。

【事業所等（施設を含む。）に関する変更（主な事項）】

	運営規程	勤務形態一覧	経歴書	資格証明	図面	写真	研修証明	その他
4 事業所等の名称・所在地の変更	○				○	○		○※1
	※1 事業所の移転に伴う場合は、付近案内図（住宅地図等）を添付してください。 また、通所サービス・施設サービスの場合、他法令に係る確認等の書類が必要となります。 なお、事業所の移転等の予定がある場合は、設備基準の確認が必要となりますので、事前に各サービスの担当者と協議してください。							
5 事業所等の建物の構造、専用区画等	○※1				○	○		
	通所・入所施設については、事前に各事業の担当者と協議してください。 ※1 居室数等の記載に変更が生じる場合は添付してください。							
6 事業所等の管理者の氏名又は住所の変更		○	○	○※1			○※2	
	※1 管理者に資格要件がある場合は、添付してください。 ※2 管理者に研修要件がある場合は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」及び「実践者研修」、「基礎課程」のうち、どちらかの修了証書の写しを提出してください。							
7 運営規程	営業日、営業時間、従業者数、サービス内容・提供方法、利用料、通常の実施地域の変更等							
(1) 営業日、営業時間の変更	○	○						
(2) 従業者数の変更	○	○		○※1				
(3) サービスの内容・提供方法の変更	○							
(4) 利用料の変更	○							
(5) 実施地域の変更	○							
(6) その他	○							
	※1 資格が必要な職種に係る従業者の資格を証明する書類の写しを未提出の場合は添付してください。							
8 協力医療機関の変更	○							○※1
	※1 医療機関との契約書等の写しを添付してください。							
9 定員の変更	○	○			○※1	○※1		
	※1 定員変更により事業者又は施設の規模等変更を伴う場合に添付してください。							
10 介護支援専門員（計画作成担当者）の氏名又は登録番号		○※1	○※2	○※3			○※4	○※5
	※1 介護支援専門員又は計画作成担当者の人員が変更された場合のみ提出してください。 ※2 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）における計画作成担当者の人員が変更された場合のみ提出してください。 ※3 登録証明書の写し（写真及び有効期限が確認できるもの）と併せて介護支援専門員一覧を添付してください。 ※4 小規模多機能型居宅介護については、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」及び「実践者研修」、「基礎課程研修」のうち、いずれかの修了証書の写しを提出してください。 ※4 認知症対応型共同生活介護においては、「実践者研修」又は「基礎課程研修」の修了証書の写しを提出してください。 ※5 介護支援専門員ではない計画作成担当者に変更になった場合は、登録証明書の写し（写真及び有効期限が確認できるもの）以外を提出してください。							

○ 提出部数

正本1部を担当窓口へ提出してください。なお、別途申請者保管用として、副本1部を作成し、保管しておいてください。